

平成 25 年 12 月 18 日
政 策 経 営 部

生活保護基準の見直しに伴い影響の生じる事業への区の対応について
(平成 26 年度の経過措置の実施方針について)

国では、平成 25 年 8 月より 3 カ年の激変緩和措置期間を設けて、生活保護基準の見直しを行なっているが、区では、国の通知を受けて、見直しに伴い影響の生じる事業への対応(経過措置)を実施している(参考 1 参照)。

国は、平成 25 年 9 月 3 日に「生活扶助基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について」(参考 2)を改めて通知し、26 年度予算編成においても、引き続き政府の対応方針の趣旨を理解した上で、適切に判断、対応することを求めている。

そのため、区では、平成 26 年度についても、平成 25 年度と同様の経過措置を継続実施するものとする。

1 経過措置の実施方針(別紙)

(1) 生活保護基準見直しにより保護廃止となる者に対する対応(生活保護受給者を対象に利用料の減免等を定めている制度の経過措置)

平成 25 年 7 月 31 日より引き続き生活保護を受給している者のうち、平成 25 年 8 月以降の激変緩和措置期間の基準見直しの影響により、保護を廃止された者が、引き続き住民税非課税である場合は、平成 26 年度についても、生活保護を受給していた時と同じ条件で利用できるようにする。

(2) 生活保護基準を参照して基準を設けている制度の経過措置

利用者の収入上限額や助成額等の算定基礎として生活保護基準を使用している事業については、平成 26 年度についても、平成 25 年 8 月以前の基準に据え置く。

2 スケジュール

平成 25 年 12 月 20 日(金) 部長会で対応を周知

平成 26 年 2 月 4 日(火)、5 日(水) 五常任委員会で併せ報告

3 条例改正等

経過措置を引き続き実施することにより、本件については、条例改正、規則改正は想定されない。平成 25 年度の対応にあたって、既に規定の改正を行なったケースについて添付する(参考 3)。